

# 福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.136  
令和6年4月26日発行

## ●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
組合員・被扶養者の届出について	3
年金制度等について	4
「ねんきん定期便」の送付について/「地共済年金情報 Web サイト」のご案内	5
こんなとき、こんな給付があります。～共済組合の短期給付～	6
知っておきたい標準報酬制/公立学校共済組合 令和6年度掛金率等について	7
資格喪失後の受診について/交通事故にあった場合は共済組合へ連絡を/ジェネリック医薬品について	8
お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です	9
令和6年度保健事業のご案内	10
～人間ドック等検診事業の留意事項～	11
令和6年度に実施する保健事業一覧	12
いぎいき健康だより	13
「福祉保険制度」のご案内	14
【特集】公立学校共済組合のメンタルヘルス事業のご案内	15 16 17 18
こころにサプリを/ペンリレー	19
「ベネフィット・ステーション」のご案内	20 21
Hello! Doctor	22 23
教職員互助会の給付請求書・届出書類の取り扱いが変更になりました	24
ご請求はお済みですか	25
令和6年度教職員互助会の給付事業について	26
退職互助部制度のご案内	27
互助会加入のご案内	28
互助会の会員資格等の取り扱いについて	29
高知会館便り～春号～/高知会館宿泊プラン、レストラン四季限定プラン	30 31
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	32

特集「メンタルヘルス事業のご案内」P.15～18



『笑勝一!!』ペンネーム カタシマくん



編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索

# ようこそ!

## 新しく公立学校共済組合の 組合員となられたみなさまへ

### 公立学校共済組合のごあんない



「公立学校共済組合」をご存知ですか？  
公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く関わっていますので、  
どんな組織でどんな事業を行っているのか、簡単にご紹介します。

#### 公立学校共済組合は地方公務員共済組合の一つです

公立学校の教職員等として採用された皆様は、地方公務員の社会保険制度である地方公務員共済組合の一つである『公立学校共済組合』の組合員となります。

国家公務員⇒国家公務員共済組合

地方公務員  
⇒地方公務員共済組合

私立学校の教職員  
⇒日本私立学校振興・共済事業団



地方公務員共済組合は、職域などにより次のように分かれます。

- ・公立学校共済組合（公立学校教職員等）
  - ・地方職員共済組合（県庁職員）
  - ・警察共済組合（警察職員）
  - ・市町村職員共済組合（市町村職員）
- など

公立学校の教職員等とは？

- ・公立学校の教職員
  - ・都道府県教育委員会の職員
  - ・都道府県教育委員会が所管する教育機関（県立の図書館等）の職員
- など

#### どこにあるの？

名称：公立学校共済組合高知支部

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

#### どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、組合員の皆様が負担する「掛金(保険料)」と、地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により次の3つの事業を行っています。

##### 短期給付事業(医療保険)

民間会社の健康保険に相当する事業です。病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に関する給付を行っています。

##### 長期給付事業(年金給付等)

厚生年金、年金払い退職給付などを決定、給付する事業を行っています。

##### 福祉事業

保健事業(人間ドックなど)、貸付事業、病院・宿泊施設の運営などを行っています。

#### 組合員の種別と適用される事業について

組合員は任用形態や勤務条件等により主に一般組合員と短期組合員の組合員種別に分けられ、それぞれ適用される事業が異なります。

##### 一般組合員

主に、フルタイムで勤務している常勤職員(臨時的任用職員は除く。)の方が該当します。共済組合が実施する全ての事業(短期給付事業・長期給付事業・福祉事業)が適用されます。

##### 短期組合員

主に臨時的任用職員や会計年度任用職員の方等が該当します。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業及び福祉事業が適用(長期給付事業は適用されません。)され、長期給付は第1号厚生年金(日本年金機構)に加入します。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



# 組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。  
**手続きは、必ず所属所を通して行ってください。**

## ○組合員について

事由	提出書類
資格取得	・資格取得届関係の書類を提出期限までに提出してください。
氏名変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・組合員証及び被扶養者がいる場合は被扶養者証
住所変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

## ○被扶養者について

事由	提出書類
認定	・被扶養者 <b>認定</b> （種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2
取消 （就職・収入超過等）	・被扶養者認定（種別切替）・ <b>取消</b> 申告書（様式第2-9号）※1 ・就職先の保険証の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 ・資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号） <b>（収入超過による取消の場合）</b> ※1
種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合）	・被扶養者認定（ <b>種別切替</b> ）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2 ※【対象者の例】 ●組合員が再任用職員等となり扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者 ●22歳の年度末を迎えた被扶養者 など
住所変更	・記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2資格関係から印刷することができます。

※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。



## 被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から**30日以内**に届出ください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただくこととなります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

【組合員・被扶養者の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# 年金制度等について（一般組合員のみ）

この春、新たに公立学校共済組合の一般組合員（\*）となられた方もいらっしゃると思いますので、皆さんが加入している年金制度等について改めてお知らせします。

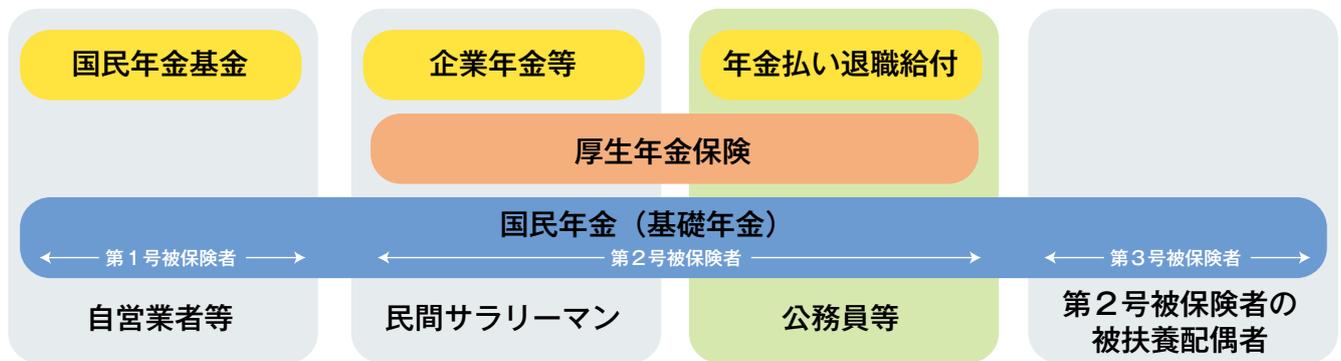
\* 正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付職員（フルタイム勤務かつ2か月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務かつ雇用期間が12か月を超えた者）である組合員

〔注意〕 短期組合員（一般組合員以外の組合員）の年金制度の管理機関は日本年金機構です。短期組合員の年金についてのお問い合わせは、日本年金機構に行ってください。



## 公的年金制度の概要

公的年金制度は、**国民年金（1階部分）**と**厚生年金保険（2階部分）**によって構成されています。また、公的年金制度を補完するものとして、**企業年金等の制度（3階部分）**があります。



### 国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度です。被用者年金制度加入者は国民年金制度にも加入することとなり、国民年金制度から基礎年金が支給されます。

#### 国民年金の被保険者の区分

第1号被保険者	自営業者など
第2号被保険者	被用者（民間会社員や公務員など）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

### 厚生年金保険

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

#### 厚生年金保険の被保険者の区分

一般厚生年金被保険者	民間会社員など
国共済厚生年金被保険者	国家公務員（国家公務員共済組合の一般組合員）
地共済厚生年金被保険者	地方公務員（地方公務員共済組合の一般組合員）
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員（私立学校教職員共済の加入者）

制度の詳細等は、公立学校共済組合本部ホームページでご覧いただけます。

■ [トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [年金制度について](#)

## 「ねんきん定期便」の送付について

「ねんきん定期便」は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を送付するものです。



### ◆送付時期◆

毎年1回、誕生月に公立学校共済組合本部から一般組合員の方へ送付しています。

なお、2以上の種別の厚生年金被保険者期間をお持ちの方は、年金加入記録の情報の整備に時間を要するため、情報が整備された以降の月に送付する場合があります。

### ◆表示内容◆

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。	<b>老齢年金の種類と年金見込額</b> 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。 <b>(注)</b>	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの月別状況		最近の月別状況	

(注) 受給資格期間が120月に達していない場合や既に老齢厚生（退職共済）年金が決定している場合などは、年金見込額は表示されません。

## 「地共済年金情報Webサイト」のご案内

「地共済年金情報Webサイト」とは、ご自身の**公務員厚生年金に関する情報**がインターネットでご覧いただけるサービスです。閲覧には利用申込みが必要で、申込みをすると概ね4週間後にユーザID通知書が送付され、申込時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより、閲覧できるようになります。閲覧できる項目は、年金加入履歴および加入期間、保険料納付済額、標準報酬月額等、年金見込額、給付算定基礎額残高（年金払い退職給付の基礎となる残高）です。



詳しくは、「地共済年金情報Webサイト」で検索してください。

- ☞ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末では上記サービスはご利用いただけませんのでご注意ください。
- ☞ 利用の際は**基礎年金番号**が必要です。基礎年金番号は、基礎年金番号通知書や「ねんきん定期便」等に記載されていますので、そちらでご確認ください。なお、お手元がない場合はお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ☞ 老齢厚生年金の受給開始年齢に達している方、老齢厚生（退職共済）年金等の年金受給者の方等は利用できません。

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# こんなとき、こんな給付があります。

## 共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です。)

◎法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養費・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えるとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額(自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき	【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額(毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具購入や輸血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送費 家族移送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員：実費(法定基準) 被扶養者：実費(法定基準)	
出産費 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円) 【附加給付】 50,000円	
埋葬料 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔慰金 家族弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分	
傷病手当金	組合員が公務外の傷病で勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬日額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休業手当金	組合員が育児休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間：育児休業に係る子の1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
介護休業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間：介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手当金	組合員が出産のため勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間：出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬日額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

## 知っておきたい標準報酬制

共済組合の掛金(保険料)や給付の算定の基礎となる標準報酬月額(等級)は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し(決定・改定)されます。今回は、その中の「資格取得時決定」について説明します。

### 資格取得時決定

就職や転職などによって新たに組合員になったときには、その資格を取得した月の報酬の額(給料月額や諸手当などの報酬の総額)によって標準報酬を決定します。これを「資格取得時決定」といいます。

なお、月の途中で資格取得した人の場合には、扶養手当や住居手当などのように月の初日に資格取得をしていたなら支給されることとなる諸手当も含めて、報酬月額が算定されることとなります。

さらに、転職などによって他の共済組合から転入してきた人などの場合も、この資格取得時決定によって標準報酬が決定されます。

※ 定年退職後、再任用職員等となった組合員も資格取得時決定の算定方法により決定されます。

種類	決定の時期		適用期間
資格取得時決定	資格取得時	1月～5月	その年の8月まで
		6月～12月	翌年の8月まで

## 公立学校共済組合 令和6年度の掛金率等について

(千分率)

掛金等の種類	区分	掛金率・保険料率(うち個人分)	
		令和6年3月まで	令和6年4月から 令和7年3月まで
短期掛金 (一般・短期)(★1)	標準報酬月額	48.01	48.01
	標準期末手当等		
短期掛金 (船員・船員短期)(★1)	標準報酬月額	46.05	46.36
	標準期末手当等		
短期掛金 (後期高齢・後期高齢短期)(★1、2)	標準報酬月額	4.07	5.00
	標準期末手当等		
介護掛金(★3)	標準報酬月額	8.00	7.96
	標準期末手当等		
厚生年金保険料 (うち個人分)(★4)	標準報酬月額	183.00 (91.50)	183.00 (91.50)
	標準期末手当等		
退職等年金掛金(★4)	標準報酬月額	7.5	7.5
	標準期末手当等		

- ★1 短期掛金率には福祉財源率(標準報酬月額、標準期末手当等:千分の1.41)が加算されています。
- ★2 後期高齢者医療保険制度の加入者が対象です。
- ★3 介護掛金は40歳以上65歳未満のすべての組合員が対象です。
- ★4 共済組合で適用となる厚生年金保険料(70歳未満の方)及び退職等年金掛金は一般・船員組合員のみ徴収対象となり、短期(船員短期)組合員は適用が除外されます。  
なお、短期(船員短期)組合員に係る厚生年金保険は、日本年金機構の適用となります。

【標準報酬制・掛金についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

「福利高知」  
作品募集中!

公立学校共済組合員のみなさんに配付しております『福利高知』に掲載する作品を募集しています。ふるってご応募ください! たくさんのご応募を心からお待ちしています。  
【郵便】〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 教職員・福利課 「福利高知」係  
【メール】kyosai39@kouritu.or.jp

※原則として作品等はお返しませんが、返却をご希望の場合はその旨をお書き添えください。

※作品を掲載させていただいた方へお送りする図書カードにつきましては、お1人様につき、1年度に1回限りとさせていただきます。



令和6年4月  
FUKURI KOCHI

7



## 資格喪失後の受診について

組合員又は被扶養者の資格が喪失したときは、喪失日以降に組合員証、被扶養者証は使用できないため、所属所を通じて速やかに組合員証等を返却してください。

誤って組合員証や被扶養者証を使用すると、後日、医療費のうち共済組合が負担した分をすべて返還していただくこととなります。

※医療費の返還手続きは、病院等からの診療報酬明細（レセプト）が公立学校共済組合高知支部に送付されてから（病院での受診後約3か月後）の案内となるため、レセプトが送付され、共済組合において返還額を算定し、該当組合員にご連絡します。

## 交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からけがをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担するべきものとなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、組合員証又は被扶養者証を使用して治療を受けることもできますが、必ず共済組合への連絡が必要です。

組合員からの報告に基づき、組合員証又は被扶養者証を使用したことにより、公立学校共済組合高知支部が一時的に医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払った分について、共済組合から加害者（保険会社等）へ請求します。



## ジェネリック医薬品について

### ●ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分を使って製造・販売する後発医薬品です。開発費にかかる費用が少ない分、先発医薬品より安い価格で提供されています。

### ●効き目や安全性は？

厚生労働省が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有すると認めた医薬品です。

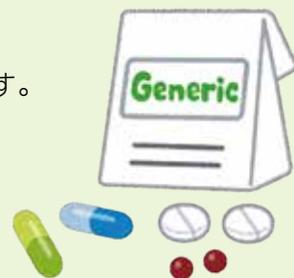
### ●ジェネリック医薬品に切替えたいときは？

- ①医師や薬剤師に利用する旨を伝えてください。
- ②それぞれの薬の効果・副作用について薬剤師から説明を受けましょう。
- ③薬剤師の説明に納得できたら、ジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。

ジェネリック医薬品の詳しい情報はこちらのホームページから確認できます。

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会ホームページ

■かんじゃさんの薬箱 <https://www.generic.gr.jp>



# お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です

組合員または被扶養者の方が次の公費負担医療制度（以下の①・②）の該当者となった場合は、医療機関で支払う医療費の患者負担額（2～3割）が市町村から助成されるため窓口負担が発生しなくなります。このため、共済組合からの医療給付（高額療養費等）は行いません。市町村からの助成と共済組合の給付との二重給付を避けるため、受給者となられた場合は必ず共済組合へ届け出てください。

## 共済組合への届出が必要な市町村の助成制度

- ①重度心身障害児・者医療・・・「障害医療費受給者証」
- ②ひとり親家庭医療・・・「ひとり親家庭医療費受給者証」

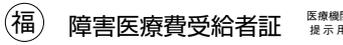
## 届出書類

①又は②の該当者となったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・受給者証の写し</li> </ul>
①又は②に該当していた方が、該当しなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・却下通知書の写し等</li> </ul>

## 注意事項

- 該当者となった旨の届出がない場合や、届出が遅れたことにより共済組合から医療給付を受給した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。
- ①又は②の該当者となった場合だけでなく、該当していた方が該当しなくなった場合も届出が必要です。届出が遅れると、本来受けることができた共済組合からの医療給付が受けられなくなることがあります。

(みほん①)

		
公費負担番号	4 6 * * * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 * * *	
受給者	住所 780-**** 高知市〇〇町1丁目*-*	
	氏名 公立 太郎	男
	生年月日 平成**年**月**日	
有効期間	令和**年**月**日から 令和**年**月**日まで	
加入医療保険	34390013 公立学校共済組合高知支部	
発行機関名及び印	高知県 □□□市長	
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日	

(みほん②)

			
公費負担番号	4 3 3 9 * * * *		
受給者	住所 780-**** 〇〇市△△町1-2-3		
	氏名 高知 花子		
受給対象者氏名	No.	受給者番号	検印
生年月日	性別	有効期限	
高知 花子	00	2 * * * * *	
昭和**年4月1日	女	2 7. 1~3. 6. 30	
高知 一郎	01	2 * * * * *	
平成**年8月10日	男	2 7. 1~3. 6. 30	
交付年月日	令和2年 7月 1日		
発行機関名及び印	〇〇市長		

こちらの受給者証を交付されたときは、共済組合へ届出が必要です！



【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813